

総合評価落札方式一般競争入札 入札説明書

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる委託の総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

発注者	神戸市道路公社 理事長 三島 功裕
公 告	令和6年10月21日
委託名	令和7・8・9年度有料道路維持管理業務
業務概要	有料道路維持管理業務（詳細は「特記仕様書」のとおり）
履行場所	神戸市中央区・兵庫区・北区・灘区
履行期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
その他	この入札は、総合評価落札方式を適用する。

2 入札担当課

〒651-1243 神戸市北区山田町下谷上字池ノ内6番地の1 神戸市道路公社 西館
神戸市道路公社経営企画部経営企画課
電話：078-583-0234 FAX：078-583-3845 メールアドレス：so-kosha@kobe-toll-road.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続きにおいて提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識創意工夫等(以下「技術等」という。)と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により実施する。

4 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の各号に定めるところに該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- (3) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。)でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 神戸市内に本店を有する者であること。

5 共同企業体による入札参加

複数の事業者の連合体（共同企業体）としての入札参加も可能とする。共同企業体の結成方法は、4の（1）から（6）の条件を満たす2者又は3者による自主結成とし、共同企業体協定書を締結し、かつ、次に掲げる要件を全て満たすことを要するものとする。共同企業体による入札参加の場合は、代表事業者を1者決め、本会社との連絡は、代表事業者と行うこととする。

（1）構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

- ① 2者の場合 30%以上
- ② 3者の場合 20%以上

（2）代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

（3）構成員は、他の共同企業体の構成員以外で構成すること、また、当該構成員は単独でこの入札に参加していないこと。

6 総合評価に関する事項

（1）入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）及び技術等に対する得点（以下「技術点」という。）の算定方法等は、別紙1「落札者決定基準」のとおりとする。

（2）総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

7 入札説明書、仕様書等の交付期間等

（1）交付期間

令和6年10月21日（月）から令和6年11月12日（火）まで

（2）交付方法

神戸市道路公社ホームページ(<https://kobe-toll-road.or.jp/jigyousha/nyusatsu/>)からダウンロードすること。

8 入札参加申込書等の提出期間及び提出場所

提出期間	令和6年10月21日（月）から令和6年11月12日（火） 持参又は郵送での提出とする。 持参により提出する場合は、受付期間の土曜、日曜、祝日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時に提出すること。 郵送による場合は、配達記録が残る方法で提出すること。また、受付期間の最終日の午後5時までに必着のこと。
提出場所	2の入札担当課
提出書類	(1)入札参加申込書（様式第1号） (2)神戸市競争入札参加資格審査結果通知書の写し（工事請負又は物品等） (3)共同企業体結成届出書（様式第7号）※共同企業体を結成する場合のみ

9 入札参加資格の審査及び結果の通知

（1）入札参加資格の確認

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(2) 結果の通知

令和6年11月15日(金)

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、(2)の通知書にその理由を付す。

(4) (3)の理由を付した(2)の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して10日(土・日・祝日除く。)以内に、神戸市道路公社理事長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。

(5) (4)により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、工事名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で入札担当課に提出すること。(様式自由。紙書類により提出すること。)

(6) (4)による理由の説明の請求を受けたときは、神戸市道路公社理事長は原則として申立期限の翌日から起算して10日(土・日・祝日を除く。)以内に書面により回答する。

10 入札説明会

入札説明会は実施しない。

11 入札説明書、仕様書等に対する質問

(1) 入札説明書又は仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

① 提出方法

質問書(様式第8号)により、持参 ファックス 又は電子メールにて、2の入札担当課に提出すること。ただし、ファックスの場合は、必ず着信を確認すること。

② 提出期限 令和6年11月12日(火)午後5時(必着)

(持参の場合は、土・日・祝日及び正午から午後1時を除く。)

(2) 回答は仕様書の追補とみなし、11月21日(木)に神戸市道路公社のホームページ下記「入札公告」ページに掲載する。

<https://kobe-toll-road.or.jp/jigyousha/nyusatsu/>

ただし、評価項目算定資料の作成に関する質疑のうち、質疑を行った者の技術提案内容に係わる事項等については、質疑を行った者にのみ回答することがある。

12 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ただし、上記の場合で入札の結果 技術点が60点未満の場合は失格とする。

13 入札の日時、場所及び方法

日 時	令和6年12月3日(火)から12月4日(水)まで (午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで)
場 所	2の入札担当課
方 法	(1) 上記の日時場所に持参して行うこととし、郵送及び電送(ファックス、電子メール等)によるものは認めない。なお、持参する日時については、事前に2の入札担当課へ電話連絡し、入札関係職員と調整を行うこと。 (2) 入札者の確認のため、代表者が入札する場合には、名刺等を持参すること。また、入札代理人が持参する場合には、別途委任状(様式第9号)を提出

	<p>すること。</p>
提出書類	<p>入札に必要な書類（以下「入札書等」という。）は次の要領で作成すること。</p> <p>(1) 入札書</p> <p>入札書を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印し、申請する「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載し、1部提出する。</p> <p>① 入札書について</p> <p>ア 様式第10号を使用すること。</p> <p>イ 入札書の日付は、入札書等提出日を記入すること。</p> <p>② 入札書の記載金額について</p> <p>ア 入札金額は、3年間（令和7・8・9年度）の総額を記入すること。</p> <p>イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>③ 入札金額の積算について</p> <p>入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。</p> <p>(2) 評価項目算定資料</p> <p>① 評価基準及び評価の方法は、別紙1「落札者決定基準」のとおり。</p> <p>② 提出する評価項目算定資料は、別紙2「提出書類一覧」のとおりであり、この入札説明書及び仕様書等に基づいて作成し、提出すること。資料の様式は、A4片面とする。様式は、神戸市道路公社ホームページからダウンロードすること。（https://kobe-toll-road.or.jp/jigyosha/nyusatsu/）</p> <p>③ 提出部数 3部（正本1部、副本2部）</p> <p>④ 評価項目算定資料は、正本・副本とも、別紙2「提出書類一覧」を表紙としてチェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付した上で、添付資料とともにそれぞれファイル等に綴じ込み提出すること。また、ファイル等の表紙には、「委託業務名」及び「入札参加者名」を記載すること。</p>
その他	<p>(1) 以下の場合、当該入札は失格とする。</p> <p>① 評価項目算定資料の全部又は一部を提出しない場合及び資料の提出枚数が、指定の枚数を超過する場合</p> <p>② 評価項目算定資料の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない場合</p> <p>③ 評価項目算定資料に虚偽の記載がある場合</p> <p>④ 評価項目にひとつでも欠格がある場合又は加算点の合計がマイナスとなった場合</p> <p>⑤ その他評価項目算定資料に関して適正な評価ができない場合</p>

	<p>(2) 必要に応じて入札者に対して評価項目算定資料に関する説明を求めることがある。この場合、令和6年12月10日(火)午後5時までに連絡する。説明には、評価項目算定資料の説明ができる者の出席を求める。なお、上記日時までに連絡がない場合は、説明を求めない。</p> <p>(3) 提出後の評価項目算定資料の訂正や差し替えは認めない。</p> <p>(4) 提出された評価項目算定資料に虚偽の記載があった場合は、指名停止を行うことがある。</p> <p>(5) 評価項目算定資料の作成、提出に係る一切の経費は、入札者の負担とする。</p> <p>(6) 提出された評価項目算定資料は返却しない。</p> <p>(7) 提出のあった技術提案等は、その採否に関わらず公表しない。</p>
--	--

14 開札予定日時及び方法

日 時	令和6年12月20日(金)午前11時30分(予定) (入札参加者に対して別途通知する。)
場 所	神戸市道路公社 東館 大会議室
方 法	<p>(1) 入札書は上記の日時・場所において開札する。</p> <p>① 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに2の入札担当課に連絡すること。</p> <p>② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。</p> <p>③ 開札場所に入場しようとする時は、入札者は入札関係職員の求めに応じ、身分証を提示すること。</p> <p>④ 入札参加者は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。</p> <p>(2) 提出した入札書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した評価項目算定資料についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>(3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。</p> <p>(4) 13の方法によらないで提出された入札書等(期限までに到達しなかった場合を含む。)は、これを無効とする。</p> <p>(5) 神戸市道路公社会計規程第75条の2に基づくほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。</p> <p>(6) 評価項目算定資料の提出がない場合((4)の規定により無効となった場合を含む。)は、当該入札を無効とする。</p>

(7) 入札を無効とした場合は、当該入札書等は、返却しないものとする。

15 落札者の決定方法

- (1) 決定予定日 令和6年12月23日(月)
- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (3) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。この場合において、技術点及び価格点ともに同点である者が2者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。(くじの日時及び場所については、別途指示する。)

16 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果(入札者の商号又は名称、入札参加者ごとの入札価格、価格点、技術点及び総合評価点並びに落札者の商号又は名称を含む。)について、入札者全員に対して個別に通知するとともに、神戸市道路公社ホームページで公表する。公表項目は、落札事業者名・入札参加業者名・総合評価点・価格点・入札価格・技術点・技術点の大項目及び中項目の各点数とする。

17 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土・日・祝日を除く。)以内に、神戸市道路公社理事長に対して落札者として選定されなかった理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 神戸市道路公社理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日(土・日・祝日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し回答する。

18 契約等に係る事項

- (1) 公社指定の委託契約書により契約を締結する。
- (2) 契約の締結にあたり、落札者が提出した評価項目算定資料等は契約図書の一部とする。
- (3) 落札者が提出した評価項目算定資料に記入した内容については、原則として落札者に履行義務があるものとする。ただし、不適切と判断した項目については、この限りではない。
 - ① 履行義務とする項目については、落札者に対して書面で通知する。
 - ② 履行義務と通知した項目については、履行状況の検査を行う。この場合において、当該項目が不履行であるときは、落札者は書面により不履行となった理由を提出すること。不履行の理由が落札者の責によると認められるときは、契約解除や次回以降の入札参加資格の制限を行うことがある。
 - ③ 履行義務と通知した項目については、原則として設計変更等の対象としない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は、契約解除及び損害賠償請求を行うことがある。

19 その他

入札保証金	神戸市道路公社会計規程第 74 条第 4 項第 2 号の規定により免除する。
契約保証金	契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 3 とする。 ただし、神戸市債若しくは国債の提供、又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証を付したときは、契約保証金に代えることができる。また、神戸市道路公社を受取人とした履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付は免除する。
仮契約の有無	無
予定価格 (消費税相当額を除く。)	851,618,953 円

添付書類

- 別紙 1 落札者決定基準
- 別紙 2 提出書類一覧
- 別添 設計書, 特記仕様書